

三重県尾鷲市における公共交通の現況について

本市の公共交通は、鉄道・バス・航路があり、市民の生活、産業活動、交流等を支える重要な役割を担っている。

バス路線

自主運行バス(ふれあいバス八鬼山線)
廃止代替バス(九鬼線・松本線・輪内線)
高速バス(東京・名古屋・松阪・津行)
生活交通路線バス(島勝線)
第3種生活路線バス(長島線)

廃止路線代替バスの利用状況

平成16年……159,236人
平成19年……88,315人
3年間で利用者数が約50%程度に減少

要因

- 少子高齢化・人口減少社会の到来
- 市内周辺地区の商店が廃業し、減少傾向にあることから買い物のための移動需要の増加
- 医療機関が存在しない地域から中心市街地(尾鷲総合病院)への通院需要の増大
- かつては、駅付近の中心市街地に形成されていたがモータリゼーションの普及により、公共交通空白地域に大型商業施設が形成され、点在化が進んでいる。
- 既存の交通体系のまま、抜本的な見直しを実施してこなかった背景

今後の取り組みについて

市内の医療施設の状況や商店街をはじめとする商業施設の状況が大きく変化し、既存バス路線の維持が困難な状況であることから地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、各種調査を実施するとともにこれらの調査結果を踏まえ、持続可能な交通体系の構築を図る。

持続可能な公共交通の構築のための調査事業を実施

調査の名称	調査の内容
現況交通実態調査	公共交通の現状把握 地域内の人口分布状況や既存バス路線の乗降者数の把握し、状の自主運行バスの利用実態やコスト面などの基礎的情報の整理及び地域特性を踏まえた分析を行う。
公共交通に対するニーズ調査	公共交通に対する市民ニーズの把握 既存バス路線の見直しを図るための尾鷲市の交通課題を踏まえたアンケート調査を実施する。 ○交通手段の把握(利用時間帯、目的地、移動手段等) ○バスや乗合タクシーなどの利用に関する潜在需要の把握(利用したい時間帯や目的地を運行する路線バス等の導入調査を実施し、潜在需要を把握する。) ○既存バス路線の改善要望
住民説明会 (意見交換会)	各地区で、住民説明会を実施し、地区住民に公共交通の現状を理解してもらった上で、地域の意見集約を図るとともに市民参加型の連携計画の策定を図ることで地域と協働で交通体系を構築する意識の向上に繋げる。
新たな公共交通に関する調査	本市の道路事情や市内における高齢者や移動制約者等の実情に応じた最も適切かつ実現可能な公共交通手段(コミュニティバス、福祉バス、デマンドタクシー等)を見い出すため、他市町村の公共交通先進地の状況を調査・分析を実施する。
地域公共交通総合連携計画の設計・調整	上記調査結果を踏まえ、多様な交通手段が有機的に連携し、かつ持続可能な公共交通を目指し、地域と協働で地域の足を確保していくため、具体的な方針、目標等を定めるとともに、これらの方針に従い、具体的な検討及び改善をすすめるための計画を設計・調整する。

実現に向けての支援制度の検討

地域公共交通活性化・再生総合事業の活用

- 補助対象事業者
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する協議会(法定協議会)
- 補助率等
 - ① 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定する地域公共交通総合連携計画(法定計画)の策定調査に要する経費定額
 - ② 地域公共交通総合連携計画(法定計画)に定める事業に要する経費実証運行(運航) 1/2

活性化・再生総合事業 執行スケジュール

- 5月下旬・・・法定協議会立ち上げ
- 6月上旬・・・連携計画策定支援申請
- 6月下旬・・・交付申請
- 7月中旬・・・交付決定
- ・・・・・・連携計画策定支援業者選定
- 7月下旬・・・公共交通ニーズ調査実施
- ・・・・・・新たな公共交通に関する調査実施
- 9月中旬・・・住民説明会(15地区)
- 11月上旬・・・パブリックコメント募集
- 12月・・・連携計画・総合事業計画合意
- 12～1月・・・総合事業計画申請
- 1～3月・・・運行に係る各種申請(運輸局)
- 4月・・・実証運行開始

新たな交通体系の構築

- 海洋深層水温浴施設を活用した健康増進
- 熊野古道センターの広場を利用した高齢者向け生きがい活動
- 熊野古道センターにおける体験メニュー



三重県立熊野古道センター
及び夢古道おわせ



熊野古道
観光ウォーキング

既存路線を見直し、
利用者ニーズに
対応したデマンドバス
(タクシー)

利用者ニーズに
対応したデマンドバス
(タクシー)



バス



市街地

市街化地域への誘客。
市街地から他施設へ



JR



地域外住民

本市の観光資源と連動した
交通手段を検索。デマンドタ
クシーの検討

周辺集落



既存の公共交通機関を利用し市街地へ。
公共交通機関以外の施設
への交通手段としてデマ
ンドバスを利用

運行会社

デマンドバス委託業
者が利用者から電
話を受け付け、タク
シーの運行指示

